



# 島根県報

令和3年1月15日（金）

第 174 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の 算定に必要な数の一部改正	（健 康 推 進 課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障 が い 福 祉 課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（       "       ）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（       "       ）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	（       "       ）	4
地域森林計画の変更	（森 林 整 備 課）	4
解除予定保安林	（       "       ）	5
保安林の指定の解除	（       "       ）	5
保安林の指定施業要件の変更	（       "       ）	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（       "       ）	6
公有水面埋立免許の出願	（漁港漁場整備課）	7

### 【特定調達公告】

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	8
島根県立中央病院における放射線機器等包括保守業務に係る一般競争入札の実施	（病 院 局）	11

### 【正 誤】

令和2年12月8日付け島根県報第165号中	（総 務 課）	13
平成30年11月30日付け島根県報号外第143号中	（道 路 維 持 課）	14

## 告 示

## 島根県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
株式会社ツルハ グループ ドラ ッグ&ファーマ シー西日本	広島市西区井口明神一 丁目1番10号	居宅療養管理指導	ウォンツ薬局	ウェルネス薬	益田市乙吉町イ 102-1	令和2年 11月1日
		介護予防居宅療養 管理指導	益田日赤病 院前店	局 益田日赤 病院前店		

## 島根県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
原田 エミ	益田市遠田町326-1	居宅療養管理指導	こころ歯科	益田市遠田町	益田市遠田町	令和2年 8月20日
		介護予防居宅療養 管理指導		326-2	326-1	

## 島根県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団 牧野内科医院	出雲市西平田町56番地1	居宅療養管理指導	医療法人社団牧野 内科医院	出雲市西平田町56 番地1	令和2年11月1日
		介護予防居宅療養 管理指導			
森崎 紀文	邑智郡邑南町下田所155	居宅療養管理指導 訪問看護	瑞徳歯科クリニッ ク	邑智郡邑南町下田 所155	令和2年10月31日

		介護予防居宅療養 管理指導			
		介護予防訪問看護			
合同会社いず もファーマ	出雲市西園町332番地3	居宅療養管理指導	あさくら薬局	出雲市姫原三丁目 4-7	令和2年10月31日
		介護予防居宅療養 管理指導			
公益社団法人 益田市医師 会	益田市遠田町1917番地2	通所リハビリテー ション	益田市立介護老人 保健施設 くにさ き苑	益田市遠田町1956 番地8	平成30年3月31日
		短期入所療養介護			
		介護予防通所リハ ビリテーション			
		介護予防短期入所 療養介護			
特定非営利活 動法人 輝	出雲市松寄下町985番地 5	訪問介護	ヘルパーステーシ ョン輝	出雲市松寄下町 985番地5	令和2年12月20日

## 島根県告示第22号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

2の項中「0.8673875534797」を「0.8718786202391」に改め、4の項中「0.8719611416811」を「0.8784934950816」に改め、6の項中「0.8750239859555」を「0.8884354766880」に改める。

## 島根県告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人桑友	自立生活援助	そうゆう相談センター	島根県出雲市斐川町学頭 1625-4	令和3年1月1日
株式会社アンプ	就労移行支援 就労継続支援B型	就労支援事業所 アト リエール	島根県出雲市大津新崎町四 丁目46	令和3年1月1日
合同会社演舞企画	短期入所	グループホームなない ろ二宮	島根県江津市二宮町神主 2202-69	令和3年1月1日
社会医療法人清和会	自立生活援助	相談支援事業所「陽だ まり」	島根県浜田市港町292-10、 294-11	令和3年1月1日

## 島根県告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
とみさわクリニック	松江市八幡町266-5	精神通院医療	令和3年1月1日

## 島根県告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ナースステーションうさぎ	松江市東津田町1810-1-4	精神通院医療	令和2年12月1日
浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138-1	精神通院医療	令和3年1月1日
調剤薬局サンズおとよし	益田市乙吉町イ334-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和3年1月1日

## 島根県告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
斐川訪問看護ステーション さくら	出雲市斐川町莊原2172-3	出雲市斐川町上直江1472-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	令和2年12月19日

## 島根県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所

#### 島根県告示第28号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町大呂1996-136、1996-142から1996-156まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 島根県告示第29号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市内田町1025-1、1025-2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 島根県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原767-2、767-5から767-7まで、768-1、768-6、777-5、777-7、777-8、778-5、778-6、779-3、779-5

## (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町大字三原767-2、757-5から767-7まで、768-1、768-6、777-5、777-7、777-8、778-5、778-6、779-3、779-5

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第31号

令和2年島根県告示第669号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 である 通知 の 相手 方
仁多郡奥出雲町八代1686-8	千原 康正

## 島根県告示第32号

令和2年島根県告示第758号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町大字田窪766-5	藤田 虎市
邑智郡川本町大字田窪917-3	横田 恵日
邑智郡川本町大字田窪1043-6、1043-7	石見 ヒサ子
邑智郡川本町大字田窪1175-1から1175-3まで	中村 靖
邑智郡川本町大字田窪1176-1から1176-4まで	吉田 俊正

## 島根県告示第33号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸山達也

## 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

## 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

島根県浜田市原井町3025番の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地 三等三角点「日和山」（北緯34度54分01.9267秒、東経132度04分03.2700秒）

1の地点 基準点から200度17分32秒、1,108.82メートルの地点

2の地点 1の地点から324度46分07秒、1.20メートルの地点

3の地点 2の地点から55度01分04秒、230.30メートルの地点

4の地点 3の地点から144度14分39秒、1.18メートルの地点

## ウ 面積

274.25平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施工区域

## ア 位置

島根県浜田市原井町3025番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地 三等三角点「日和山」（北緯34度54分01.9267秒、東経132度04分03.2700秒）

Aの地点 基準点から198度53分44秒、1,139.31メートルの地点

Bの地点 Aの地点から325度01分04秒、241.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から55度01分04秒、244.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から145度01分04秒、241.00メートルの地点

ウ 面積

58,803.95平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

令和2年12月23日

5 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び浜田市役所

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 除雪グレーダ（3.7m級）1台 県央県土整備事務所

イ 除雪トラック（7t級、4×4）1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所

ウ 除雪トラック（7t級、4×4）1台 松江県土整備事務所

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

(1)ア：令和3年12月24日（金）

(1)イ：令和4年3月24日（木）

(1)ウ：令和4年3月24日（木）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加さ

せないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

### 3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

### 4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年2月16日（火）午後4時まで、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

### 5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和3年2月25日（木）午前9時から同月26日（金）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和3年2月26日（金）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月1日（月）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

## 6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年2月15日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

### (1) 交付期間

本公告の日から令和3年2月15日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

## 7 その他

### (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### (5) 郵便入札

令和3年2月26日（金）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

### (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

### (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (8) 契約書作成の要否

要する。

### (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- b Snow removing truck 7 ton class : 1

c Snow removing truck 7 ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : From 9 : 00 a.m. February 25, 2021 to 4 : 00 p.m. February 26, 2021

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi  
Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年1月15日

島根県病院事業管理者 山口修平

### 1 入札に付する事項

#### (1) 名称

放射線機器等包括保守業務

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

#### (3) 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (4) 履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

### 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(6) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づいて、医療機器等の修理業の許可を受けた者であること。

(9) 委託する業務に対応する履行体制が適切な者であること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (1) 過去5年以内に病床600床以上の公的な病院で、X線CT装置、MRI装置等の放射線機器の保守点検業務を行った実績を有するものであること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 FAX0853-21-2975

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年1月15日から同年2月16日までの間（閉庁日を除く。）(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、FAXで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限

令和3年2月17日（水）午後5時まで

- イ 提出方法

持参又は郵送

- ウ 提出場所

(1)の問合せ先

- (5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

- ア 提出期限

令和3年3月1日（月）午前10時30分まで

- イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、2月26日（金）午後5時までに到着していること。

- ウ 提出場所

令和3年2月26日（金）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)のイの場所とする。

- (6) 開札の日時及び場所

- ア 日時

令和3年3月1日（月）午前10時30分

- イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

#### 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者の見積った契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付するこ

と。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により入札を取りやめ、又は延期することがある。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立中央病院）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Radiation equipment comprehensive maintenance work

(2) Contract period : From April 1, 2021 to March 31, 2024

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

(4) Bid Tendering Date and Time : 10 : 30 a.m. March 1, 2021

(Bids by Post must be received by 5 : 00 p.m. on February 26, 2021)

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6430

**正 誤**

令和2年12月8日付け島根県報第165号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	目次中	【公企規定】	【公企規程】

平成30年11月30日付け島根県報号外第143号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第745号 の表中	60.59	60.59
		55.24	60.18